

大阪市下水汚泥溶融スラグ購入審査基準

本基準は、「大阪市下水汚泥溶融スラグ取扱事務要領 3 事務処理」の承諾の可否にかかる審査内容を定めるものである。

下記チェックリストの1においてすべて「はい」の場合のみ、承諾可とする。
 実際の搬出にあたっては、2においても「はい」であることを確認する。

チェックリスト

1	申込み毎の審査			
	申込書の記載に誤り・漏れがない。ただし、運搬業者名、トラックt数など未確定の事項のみ「予定」である。	はい	いいえ	
	購入量に対して、今後の本市発注工事事業計画に支障がない。 (本市発注工事における需要を超過する購入申込は承諾不可)	はい	いいえ	
	溶融スラグの購入量及び引取り期間に対して、舞洲スラッジセンター及び平野下水処理場(以下、「舞洲等」という。)の在庫管理および維持管理に支障がない。	はい	いいえ	
	使用用途が、取扱基準に準拠している。	はい	いいえ	取扱基準 第7条第1項 及び第2項
2	以下については、搬出又は購入実績のある購入者に対して審査する。 (項目は1度でもあったものが対象)			
	溶融スラグ搬出時など取扱い時に、舞洲等の建物・機器などを破損していない。又は、溶融スラグ搬出時など取扱い時に、舞洲等の建物・機器などを破損したが、市の指示に従い速やかに復旧又は賠償した。	はい	いいえ	取扱基準 第6条第1項 及び第2項
	維持管理を行うものや住民などから、関係法令を遵守していない旨の報告(通報)がなかった。又は、報告(通報)があったが、市が事実確認を行った結果、搬出者に非はなかった。	はい	いいえ	取扱基準 第6条第3項
	溶融スラグの搬出に伴う舞洲等の入退場の際、付近住民から苦情がなかった。又は、苦情があったが、市が事実確認を行った結果、搬出者に非はなかった。	はい	いいえ	取扱基準 第6条第3項
	用途以外に溶融スラグを使用していない。	はい	いいえ	取扱基準 第8条 第2項(1)
	正当な理由なく溶融スラグを処分したという事実はない。	はい	いいえ	取扱基準 第8条 第2項(2)
	溶融スラグ代金の未納はない。	はい	いいえ	取扱基準 第8条 第2項(3)
	「大阪市下水汚泥溶融スラグ取扱基準」に違反していない。	はい	いいえ	取扱基準 第8条 第2項(4)